砂川市告示第　63　号
令和７年　６月　３日

砂川市人材育成システム導入について、受託候補事業者を公募型プロポーザル方式により選定するので、次のとおり募集する。

砂川市長　飯　澤　明　彦

１．業務の内容

（１）業務の名称

砂川市人材育成システム導入業務

（２）業務内容

別紙「砂川市人材育成システム導入仕様書」のとおり。

（３）業務概要

別紙「砂川市人材育成システム導入業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」のとおり。

（４）契約期間

契約締結の日から令和８年３月31日まで。

２．参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次のいずれにも該当するものとする

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

（２）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

（３）手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又は企画提案書等の提出期限日前６か月以内に手形小切手の不渡りを出した者でないこと。

（４）手続開始の公示の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、指名除外措置を受けている者でないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は砂川市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第２条第３号に規定する暴力団員等の統制の下にある者でないこと。

（６）代表者又は役員が暴力団員等である者でないこと。

（７）暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。

（８）企画提案書等の提出期限の日から契約締結日の前日までの間に営業停止処分を受けていないこと。

（９）提案業務又は類似する業務を引き続き２年以上営業していること。

(10) 事業の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき委託事業を実施するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有し、的確に遂行できること。

(11) プライバシーマーク、又は情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を受けており、適切な更新がなされているとともに、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる体制を確保できること。

(12) 「ISMAP」クラウドサービスリストへの登録または「ISO/IEC27017認証」の取得のいずれかを満たしていること

(13) 国税及び地方税等、各種税金を滞納していないこと。

３．スケジュール

内容	期日
実施要領等の公表	令和７年６月３日（火）
質問の受付期間	令和７年６月３日（火）～６日（金）
質問の回答期限	令和７年６月１１日（水）
参加申込書の提出期限	令和７年６月１３日（金）
参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出要請	令和７年６月２０日（金）
企画提案書提出期限	令和７年６月３０日（月）
プレゼンテーション審査及びデモンストレーション審査	令和７年７月８日（火）（予定）
審査結果通知	令和７年７月１５日（火）（予定）

４．選定方法

企画提案・実績・進行・見積りなどを評価・検討したうえで、最も適切な業者を選定する。なお、５事業者を超える企画提案書等の提出がある場合は、企画提案書等による書類審査のうえ、上位５事業者を本プロポーザルへの参加事業者とする。

評価は下記の審査項目に基づき実施し、各選定委員の評価点の合計点で最も評価の高い者を選定する。ただし、評価点の合計が同点の企画提案者が複数ある場合は、協議のうえ選定する。

審査項目	
企業・技術評価	機能要件
	プレゼンテーション
	デモンストレーション
価格評価	見積書

５．失格条項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

（１）企画提案書等の提出方法、提出期限等が実施要領に適合していないとき。

（２）企画提案書等の作成形式等が実施要領に適合していないとき。

（３）企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。

（４）虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。

（５）本プロポーザルの手続きの過程で、前記２．参加資格の規定に抵触することが明らかになったとき。

（６）書類に虚偽の記載があったとき。

（７）提案者がプレゼンテーション審査及びデモンストレーション審査に出席しないとき。

（８）見積書の金額が、実施要領に示した予算額を超過しているとき

（９）前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合。

６．業務委託の契約

（１）本市は、最も評価が高い者を本業務委託の受託事業者として、契約締結交渉を行うものとし、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。なお、契約の際には改めて見積書を提出するものとします。

（２）受託事業者が前記５．失格条項に該当すると認められた場合、又は本市と本業務契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとします。

（３）選定後、前記２．参加資格の規定に抵触することが明らかになった場合、取組体制が変わった場合は、受託事業者としての資格を取り消すことがあります。

（４）本プロポーザルにおける契約は、令和８年３月31日までを予定しているものであり、翌年度以降からのシステム運用保守等に関する契約は、予算措置がされた場合に締結するものとする。

７．その他留意事項

（１）提出後の記載内容の追加、修正及び再提出はできないものとします。

（２）本プロポーザルに参加するために要する費用は、全て受託候補事業者の負担とします。

（３）書類記入に当たって使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成４年法律第51号)に定める単位とします。

（４）審査結果の評価が最も高い受託候補事業者の企画提案書等は、公表する場合があります。また、本市は、本プロポーザルに関する公表を行う場合及び本市が必要と認める場合に、企画提案書等を無償で使用できるものとします。企画提案書等に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、受託候補事業者が第三者の承諾を得ておくものとします。

（５）本プロポーザルのために本市より受領した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

（６）本プロポーザル参加表明後に、辞退される場合は、本プロポーザル参加辞退届を提出してください。

（７）本プロポーザルの参加にあたり、本プロポーザル参加者に生じた損害等については、市は一切その責任を負わない。

（８）電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

（９）実施要領に記載されていない事項が発生した場合は、公平性を考慮の上、適宜本市が判断する。

８．担当部署

〒073-0195　北海道砂川市西７条北２丁目１－１
砂川市役所総務部総務課職員係
電　　話：0125-74-8782
E-mail：shokuin@city.sunagawa.lg.jp